

# 令和6年度既存ストック利活用補助金制度

鹿嶋市では、人口減少により想定される空家の増加に対応するため、既存建築物の活用の促進及び生活環境への悪影響を抑制することを目的として、既存ストック利活用補助金を交付しています。

## 申請の主な要件

市税に未納がなく下記の①または②の要件を全て満たしていること。

### ①不良住宅及び特定空家等の解体

- 鹿嶋市内にある(1)(2)のいずれかの要件を満たす建築物であること（詳細は裏面）  
(1) 鹿嶋市の不良住宅の判定を受けている物件 （事前判定申請が必要）  
(2) 特定空家等
- 以前に市が実施する各種補助金を受けていない  
※各種補助金  
本補助金、木造住宅耐震改修補助金、住宅復興資金利子補給金、若年世帯定住促進助成金、地区計画景観整備事業補助金（本補助金は国費を受けて実施しているため国等が実施する各種補助金やポイント制度と併用できない場合があります。）
- 所有権が共有されている場合又は相続登記が済んでおらず相続権者が複数いる場合は、共有者・相続人等の同意を得ていること



### ②中古住宅の改修

- 鹿嶋市外に居住する者が鹿嶋市空家バンクに登録されている中古住宅を購入すること
- 中古住宅の改修工事を令和6年4月1日以降に交付決定をうけて行うこと
- その中古住宅に移住するための改修工事であること（エアコン工事等の特定工事を除く）
- 購入から1年以内の中古住宅に年度内に住民票を移動し、移住後10年以上継続して居住すること
- 取得した中古住宅の所有権を2分の1以上所有しており、所有権の保存登記または移転登記が完了していること

## 補助の金額は？

空家等解体費用の4/5・中古住宅の改修費用の2/3に相当する額  
上限 **30万円**（ただし、千円未満切り捨て）

## 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年12月25日(水)まで（ただし、土日祝日を除く）  
（予算に達し次第、受付終了）

## お問い合わせ・ご相談先

鹿嶋市 都市計画課

TEL 0299-82-2911（内413～415）

## 申し込み手続きについて

### 事前相談

- ・制度の趣旨や申請書の記入、必要書類等について説明をさせていただきます。まずは、鹿嶋市役所都市計画課へご相談ください。

### 不良住宅判

- ・不良住宅の解体の申請をする方は、必要書類を添えて「不良住宅判定申請書」提出。

審査後、「不良住宅判定結果通知書」を送付。

### 交付申請

- ・必要書類を添えて「鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付申請書」を提出。
- ・令和6年12月25日（水）まで

審査後、「鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付決定（却下）通知書」を送付。

### 工事着手

- ・工事着手

### 実績・ 移住報告

- ・工事完了後、必要書類を添えて「鹿嶋市既存ストック利活用補助金完了報告書」を提出。
- ・中古住宅改修の場合は申請者の鹿嶋市への転入後の住民票も提出。
- ・令和7年1月31日（金）まで

審査後、「鹿嶋市既存ストック利活用補助金確定通知書」を送付。

### 請求

「鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付請求書」を提出。

請求書受付後、1か月程度で指定の口座へ振り込み。

### 補助金の返還

交付後、都合により「10年以上継続しての居住」の要件を満たさなくなった場合や虚偽の申請があった場合、補助金の全部もしくは一部の返還となります。

## 既存ストック利活用補助金交付申請書に必要な書類

- 既存ストック利活用補助金交付申請書
  - 申請者の住民票（法人の場合は会社の登記簿謄本）
  - 建物登記簿の全部事項証明書の写し  
（建物登記簿がない場合は下記のいずれかを提出してください）
    - 対象建築物の評価証明書
    - 対象建築物に係る土地登記簿の全部事項証明書の写し
  - 改修又は解体工事を行う前のカラー写真
  - 見積書又は工事請負契約書の写し
  - 中古住宅改修の場合  売買契約書の写し
- ※判断に迷われる際は、必要書類をご持参の上、都市計画課までご相談ください。

### 不良住宅

下記の条件に該当すると、市が判定した住宅

- ・建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるもの
- ・居住に使用することが著しく不適当なもの

●補助金交付申請に係る住宅が不良住宅に該当するか判定申請書を提出してください  
必要書類  不良住宅判定申請書

- 外観及び内部写真（不良箇所のわかる多方面からの写真）
- 住宅の位置図  共有者等の同意書
- その他市長の必要と定める書類

### 特定空家 とは？

下記の条件に該当する、市が指定した空家

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態